

平成30年村上市議会第1回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

平成30年2月20日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書
- 第 7 報第 1号 専決処分の報告について
報第 2号 専決処分の報告について
- 第 8 議第 5号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第 9 議第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 平成30年度村上市施政方針
- 第12 議第10号 平成30年度村上市一般会計予算
議第11号 平成30年度村上市土地取得特別会計予算
議第12号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第13号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第14号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第15号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第16号 平成30年度村上市介護保険特別会計予算
議第17号 平成30年度村上市下水道事業特別会計予算
議第18号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第19号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第20号 平成30年度村上市上水道事業会計予算
- 第13 議第21号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
議第22号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第23号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
議第24号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制

定について

- 議第 2 5 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 8 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 9 号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 0 号 荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結について
- 議第 3 1 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 2 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 3 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 4 号 市有財産の譲与について
- 第 1 4 議第 3 5 号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 議第 3 6 号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定について
- 議第 3 7 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 8 号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 9 号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 0 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 1 号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 2 号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 3 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 4 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 5 号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 6 号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 5 議第 4 7 号 市道路線の認定について
- 議第 4 8 号 市道路線の変更について

- 議第 4 9 号 市道路線の廃止について
議第 5 0 号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 1 号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 2 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 3 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 4 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
第 1 6 議第 5 5 号 平成 2 9 年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）
第 1 7 議第 5 6 号 平成 2 9 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
議第 5 7 号 平成 2 9 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 5 8 号 平成 2 9 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 3 号）
議第 5 9 号 平成 2 9 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 6 0 号 平成 2 9 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議第 6 1 号 平成 2 9 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議第 6 2 号 平成 2 9 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 6 3 号 平成 2 9 年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 6 4 号 平成 2 9 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 6 5 号 平成 2 9 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 3 号）

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
日程第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
日程第 6 請願第 1 号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書
日程第 7 報第 1 号 専決処分の報告について
報第 2 号 専決処分の報告について
日程第 8 議第 5 号 村上市教育委員会委員の任命について
日程第 9 議第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 8 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 1 0 議第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第 1 1 平成 3 0 年度村上市施政方針
- 日程第 1 2 議第 1 0 号 平成 3 0 年度村上市一般会計予算
 議第 1 1 号 平成 3 0 年度村上市土地取得特別会計予算
 議第 1 2 号 平成 3 0 年度村上市情報通信事業特別会計予算
 議第 1 3 号 平成 3 0 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
 議第 1 4 号 平成 3 0 年度村上市国民健康保険特別会計予算
 議第 1 5 号 平成 3 0 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
 議第 1 6 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計予算
 議第 1 7 号 平成 3 0 年度村上市下水道事業特別会計予算
 議第 1 8 号 平成 3 0 年度村上市集落排水事業特別会計予算
 議第 1 9 号 平成 3 0 年度村上市簡易水道事業特別会計予算
 議第 2 0 号 平成 3 0 年度村上市上水道事業会計予算
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 3 議第 2 1 号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
 議第 2 2 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 議第 2 3 号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
 議第 2 4 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第 2 5 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第 2 6 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第 2 7 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第 2 8 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第 2 9 号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
 議第 3 0 号 荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結について
 議第 3 1 号 市有財産の譲与について
 議第 3 2 号 市有財産の譲与について
 議第 3 3 号 市有財産の譲与について
 議第 3 4 号 市有財産の譲与について
- 日程第 1 4 議第 3 5 号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

て

- 議第 3 6 号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定について
- 議第 3 7 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 8 号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 9 号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 0 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 1 号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 2 号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 3 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 4 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 5 号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 6 号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 5 議第 4 7 号 市道路線の認定について
- 議第 4 8 号 市道路線の変更について
- 議第 4 9 号 市道路線の廃止について
- 議第 5 0 号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 5 1 号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 5 2 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 5 3 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 5 4 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 6 議第 5 5 号 平成 2 9 年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 1 7 議第 5 6 号 平成 2 9 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 5 7 号 平成 2 9 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 5 8 号 平成 2 9 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 5 9 号 平成 2 9 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 6 0 号 平成 2 9 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 1 号 平成 2 9 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議第62号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議第63号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議第64号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第65号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第3号)

○出席議員(25名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
20番	小林重平君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	23番	大滝久志君
24番	山田勉君	25番	板垣一徳君
26番	三田敏秋君		

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	山田和浩君
自治振興課長	川崎光一君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明君

保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	加	藤	良	成	君
農林水産課長	山	田	義	則	君
商工観光課長	竹	内	和	広	君
建設課長	中	村	則	彦	君
都市計画課長	東	海 林	則	雄	君
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局課長補佐	内	山	治	夫	君
会計管理者	中	村	る	み 子	君
農業委員会 事務局長	小	川	寛	一	君
代表監査委員	瀬	賀		良	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消 防 長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	鈴	木	芳	晴	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局 長	小	林	政	一
事務局 次長	大	西	恵	子
係 長	鈴	木		涉

午前10時03分 開会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第1回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、平成30年村上市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日提出いたしました議案は、専決処分の報告2件、人事案件4件、専決処分の承認1件、各会計当初予算11件、過疎計画の変更1件、協定の変更1件、条例の制定2件、条例の一部改正22件、市有財産の譲与4件、契約の締結1件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件、市道路線の廃止1件、補正予算11件の合わせて63件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、尾形修平君、21番、佐藤重陽君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 改めましておはようございます。会期日程案及び議案の取り扱いについてご報告申し上げます。

平成30年第1回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る2月13日午前10時から市役所第1委員会室において、委員7名、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会

事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告申し上げます。

会期につきましては、本日2月20日から3月16日までの25日間といたします。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、報告事件の審議、請願の付託、即決事件の審議、採決を行い、その後、市長より平成30年度村上市施政方針についての発言があります。続いて、議第10号から議第20号までの平成30年度村上市各会計予算については一括上程とし、本日は提案理由の説明を受けるにとどめます。また、平成30年度村上市一般会計予算及び各特別会計予算については、残る議第21号から議第65号までの45議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託を終了した後、本会議を協議会に切りかえ、平成30年度村上市各会計当初予算の概要について財政課長から補足説明を受けることといたします。なお、この説明については質疑ができませんので、ご承知おきください。また、今定例会においても一般会計当初予算及び補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

あす21日の本会議では、施政方針及び議第10号から議第20号までの11議案に対して、各会派代表から代表質問を行い、その後11議案については一般会計予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会へ付託をいたします。代表質問の順序及び質問時間については、1番、鷲ヶ巣会は54分、2番、新政村は49分、3番、清流会は45分、4番、高志会、5番、市政クラブ、6番、日本共産党は、それぞれ34分といたします。

2月23日、26日、27日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

3月1日、2日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、5日、6日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、7日、8日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、付託議案の休会中審査をお願いいたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の審査の方法については、付託議案のうち各常任委員会のそれぞれの所管部分を担当する分科会に審査をお願いし、各分科会での審査を総括するため、7日目には全体会を開催し、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。これにより3月1日、2日は総務文教分科会、5日、6日は市民厚生分科会、7日、8日は経済建設分科会を開いて休会中の審査をお願いいたします。

13日には、一般会計予算・決算審査特別委員会の全体会を開催し、各分科会長から分科会の審査報告を受けた後、採決を行います。

3月16日の本会議最終日には、各常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

次に、審査の取り扱いについて申し上げます。最初に、議会関係についてであります。議会報第1号、第2号については、それぞれ単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、請願第1号については、単独上程、紹介議員の補足説明を受けた後、市民厚生常任委員会に付託いたします。

次に、理事者関係議案についてであります。報第1号及び報第2号については、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

議第5号 村上市教育委員会委員の任命については、単独上程、一括質疑の後、討論省略し、無記名投票により即決いたします。

議第6号から議第8号の人権擁護委員の推薦については、一括上程、一括質疑の後、討論省略し、ボタン式投票により即決いたします。

議第9号 専決処分の承認を求めることについては、単独上程、質疑、討論の後、ボタン式投票により即決いたします。

その後、市長より平成30年度村上市施政方針についての発言があります。

続いて、議第10号から議第20号までの平成30年度村上市一般会計予算及び特別会計・事業会計予算の11議案については一括上程とし、議会先例第60号の代表質問の規定に基づき、本日は提案理由の説明を受けるにとどめ、あす21日の本会議において、施政方針及びこの11議案に対しての代表質問を行った後、11議案については一般会計予算・決算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたします。

議第21号から議第34号までの14議案と議第35号から議第46号までの12議案、そして議第47号から議第54号までの8議案については、一括上程、一括質疑の後、各常任委員会へ付託いたします。

議第55号は、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

議第56号から議第65号までの10議案については、一括上程、一括質疑の後、各常任委員会へ付託をいたします。

次に、議案の付託について申し上げます。請願第1号については市民厚生常任委員会へ、議第10号平成30年度村上市一般会計予算については一般会計予算・決算審査特別委員会へ、議第11号から議第20号までの平成30年度各会計予算に関する議案のうち、議第11号及び議第12号については総務文教常任委員会へ、議第13号については経済建設常任委員会へ、議第14号から議第16号までの3議案については市民厚生常任委員会へ、議第17号から議第20号までの4議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、議第21号から議第34号までの14議案については総務文教常任委員会へ、議第35号から議第46号までの12議案については市民厚生常任委員会へ、議第47号から議第54号までの8議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託し、審査をお願いします。

次に、議第55号については、先ほど申し上げましたとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたしますし、議第56号及び議第57号については総務文教常任委員会へ、議第58号については経済建設常任委員会へ、議第59号から議第61号までの3議案については市民厚生常任委員会へ、議第62号から議第65号までの4議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

また、一般質問の通告は、2月9日正午で締め切ったところ、15名の通告がありました。2月23日、26日、27日にそれぞれ5名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は3月14日、その他意見書提出期限は2月28日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から3月16日までの25日間としたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月16日までの25日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、皆様既にご承知のとおり、平昌冬季オリンピックスノーボード男子ハーフパイプ競技におきまして、本市出身の平野歩夢選手が見事に2大会連続の銀メダルを獲得いたしました。まことにすばらしい快挙で、平野歩夢選手の活躍は郷土の誇りであるとともに、新潟県、日本の誇りと言うべき快挙であります。次の時代を担う子どもたちに大いに夢と希望を与えてくださいました。心から祝福を申し上げます。また、14日の決勝競技日には、教育情報センターにおいて開催いたしましたパブリックビューイングに多くの市民の皆様が参加され、平野歩夢選手に力強い声援を送っていただき、日本一盛り上がっていたものと思っております。議員各位、そして市民の皆様の団結力と熱意に改めて感謝を申し上げる次第であります。

さらに、申し上げます。このたびの平野歩夢選手のなし遂げた快挙は、世界の平野という確固たる地位を世界に知らしめたものであります。本市といたしましても、この快挙をたたえとともに、凱旋パレードや出場報告会の開催を予定しておりますので、大勢の市民の皆様にご参加いただき、平野歩夢選手を祝福していただきたいと考えております。

次に、村上まつりの屋台行事の国重要無形民俗文化財の指定についてであります。1月19日、国

の文化審議会から文部科学大臣に対しまして、村上まつりの屋台行事を重要無形民俗文化財に指定する旨の答申がなされたところであります。これまで足かけ10年にわたり国指定に向けて活動を進めてこられました村上まつり保存会の皆様のご労苦に敬意を表しますとともに、昨年度の調査報告書取りまとめの際には多大なるご協力をいただいたところでありまして、国指定に向けて粘り強く取り組みを進めていただきました全ての関係者の皆様に心よりの感謝を申し上げたいと思っております。今後3月8日には、村上まつりの屋台行事の保護団体である村上まつり保存会に指定書が交付される予定となっているところであり、指定書交付後の官報告示をもって正式な指定となります。山・鉾・屋台行事といたしましては、全国で36番目の指定となるわけでありましたが、平成28年には京都祇園祭の山鉾行事を初めとした33の山・鉾・屋台行事がユネスコの世界文化遺産に登録されているところであります。山車行事としては、新潟県で初めての指定となるわけでありまして、大変な名誉だと感激をいたしているところであります。このたびの指定は、城下町として歴史を育んでまいりました村上の誇る木工や漆工といった匠の技術の粋を凝らした屋台への評価をいただいたということはもちろんであります。嘗々と途切れることなく屋台行事としてつないできた村上の人々の伝統や文化を重んじるといった心を高く評価していただいたものと思っております。先人が大切に守り、育ててこられました郷土の誇りを次の時代にしっかりとつないでいかなければならないと強く思っているところであります。

なお、市内の国指定重要無形民俗文化財といたしましては、平成11年12月21日指定の山北のぼたもち祭りに続いて2件目の指定となります。

次に、寒波及び大雪に対する対応状況につきましてご報告を申し上げます。初めに、水道施設への影響についてであります。真冬日が数日間継続したことにより、市内各地区配水池において配水量の増加が見られ、結果的に供給量が逼迫する事態となりました。特に影響の大きかった朝日地区と山北地区につきましては、緊急の対応をとらせていただき、朝日地区では岩沢配水池と中野配水池で配水量の多い状態が継続したことにより水位低下が見られ、1,543世帯を対象に時間断水を実施いたしました。山北地区では、中津原地区簡易水道施設において水位低下による日中の計画断水を2月3日まで実施しております。また、中俣地区簡易水道の小俣地区配水池においては、水位低下により66世帯を対象といたしまして日中の計画断水を実施いたしました。翌日には水位が回復したことから、計画断水は1日で終了をいたしております。その後も、市内全域において空き家等無人施設も含めた漏水の有無の確認調査と節水の協力依頼を呼びかけ、現在では平時の状態となっております。

次に、大雪による警戒対応についてであります。2月5日からの降雪により、6日早朝に国道7号大須戸・蒲萄間で110台ほどの車が立ち往生し、交通どめが発生しているとの報告が入り、村上圏域冬期道路交通確保情報連絡本部が設置され、本市においても体制を整え、国・県とともに対応を行っております。本市におきましては、2月6日早朝の降雪状況が平成18年1月に発生した豪雪災

害に匹敵することや、国道7号などの交通状況を総合的に判断し、災害警戒本部を設置し、対応を行っております。6日午前9時43分には、国道7号大須戸・蒲萄間の交通どめが解除され、防災行政無線、むらかみ情報ねっとによるメール配信等により市民への周知を行っております。その後、9日午前10時には道路状況の安全が確認されたことを受け、村上圏域冬期道路交通確保情報連絡本部警戒体制は解除されたほか、本市では2月14日、第11回災害警戒本部会議において市民の安全が確認されたことを受け、午前10時をもって災害警戒本部を解除しております。

この大雪に伴います被害も発生しており、荒沢地内では空き家の倒壊が確認されております。2月15日10時30分ごろ、雪の重みで一部家屋を残し倒壊したものであり、倒壊した空き家は荒沢区により危険な箇所の撤去を行い、近隣に被害を及ぼす影響が少ないことを確認し、それ以後監視を行っております。再度崩壊することも考えられることから、周辺の安全確保に十分注意してまいりたいと考えております。また、2月18日夜10時ごろ、黒川俣ふれあいセンターの体育館の屋根が積雪により全壊したとの報告を受け、調査いたしましたところ、体育館が全壊し、校舎の窓ガラス2枚と隣接する車庫の窓ガラス4枚の損壊が確認されております。なお、隣接する車庫及び校舎窓ガラスにつきましては、翌19日に復旧作業を行っております。黒川俣ふれあいセンターは、体育館を含め施設全体を2月13日から使用禁止といたしており、幸いにして人的被害は発生しておりませんが、倒壊した建物の解体につきましては、現地調査を実施いたしまして対応する予定といたしております。このほか、大雪に伴う被害状況につきましては、配付資料のとおりであります。

議員各位、そして市民の皆様には大雪の対応に大変苦慮されたことと思っております。除排雪作業におきましても、多大なるご協力をいただきましたこと、この場をおかりし、厚くお礼を申し上げます。とりわけ本市除雪計画に基づき、各路線において除排雪作業に従事していただいた建設業を初めとした各事業者の皆様には、6日以降不眠不休での除排雪作業に従事していただきました。改めて感謝を申し上げたいと思っております。今後も自然災害等に対処するため、関係機関が有する機能を有効に発揮していけるよう体制の整備を図ってまいります。

次に、災害の発生状況であります。平成29年第4回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書のとおり火災は建物火災2件、車両・その他火災1件であります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。また、ふるさと村上応援寄附金につきましては件数で5,881件、金額で1億3,178万5,210円であります。企業版ふるさと納税寄附金につきましては、現在「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として国から認定を受け、地方創生の取り組みに理解を深め、寄附を通じて積極的に貢献していただくことを期待し、企業からの（仮称）村上市スケートパーク整備事業へのご協力をお願いいたしております。このたび同事業の趣旨に賛同いただきました藤島無線工業株式会社様より100万円の寄附をいただいたものであります。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 今市長からの報告の中に、例えば寄附金の1番目にあります3企業から14万6,000円という寄附金がございます。藤島無線工業様からは100万円という寄附、これはそのスケートパーク建設ということでのふるさと納税ということではありますが、1番のこの同じ寄附金の扱い方にしましても、その企業からのこの寄附金、ふるさと納税と普通の寄附金とは何か違う部分はあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） ただいまの件でございますが、こちらの企業版ふるさと納税につきましては、総務省の認定を受けまして、スケートボードの設置村上プロジェクトとしてこちらの事業を推進するために寄附をいただくということをお願いをしているものでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 例えば一般の方がふるさと納税等をしますと、今総務省の指導で5割ではなくて3割以内にその返礼品、返礼の品物をとどめるようにというような通達もあるわけですが、こういったふるさと納税の、私もこういうのは初めてだったのか、前もあったのかちょっとわからないのですけれども、こういう企業版のふるさと納税の場合には、例えば100万円というなかなか高額な寄附金になるわけですが、その分が全て企業側としては非課税になるのか。また、その返礼する部分は、個人と違ってこういうふるさと納税という形での寄附になるわけですが、3割とかというその返礼は、何かこういったものにもあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 返礼につきましては、この企業版ふるさと納税につきましてはございません。そのかわり、今ほど議員おっしゃいました税制面での優遇措置ということでございまして、通常寄附でございますと3割の損金算入というものが税制控除の中でございまして、こちらの企業版ふるさと納税の場合につきましては、そのほか税額控除としてプラス3割ということで、合計6割の税額優遇が受けられるというようなことで、特別のこの制度になっております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 最後でありますので、あれなのですが、例えば企業が今1番目にあります第四銀行さん、永徳さん、わら竹さんという、そういったところでの寄附金があるわけですが、ふるさと納税の100万円を今趣旨にご理解をいただいて、総務省からの認定を受けてそのスケートパーク建設の費用のための寄附だということを言われていますが、例えばほかの企業が10万円でも幾らでもその目的を示す寄附はあるではないですか。例えば介護に使ってくれ、教育に使ってくれ、そういった寄附のときに、いや、スケートパークも教育の一環なのだから、また平野歩夢君の今回

の成績も受けてぜひそれに使ってくれといった場合には、それはふるさと納税になってしまうのか、それとも普通の寄附金になってしまう、どちらなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） この企業版ふるさと納税につきましては、第1に市内の企業につきましては該当になりません。市外の企業ということでございますし、金額につきましても、10万円以上というような条件がございます。

その中で、寄附の意向をいただいた場合につきましては、この企業版ふるさと納税として寄附をしますという申出書をいただきますので、あくまでもこの制度にのっとった寄附という形でお受けをいたします。

○10番（本間清人君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 1番、小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） お疲れさまでございます。今ほど市長のほうから大雪のことで報告がありましたけれども、いまだにご苦労されている市民の方もいらっしゃるという声も聞かれています。お話しの中で、災害ともとれるというようなお話がありましたが、この被害状況の報告、これはどのような形で上がってきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） この被害状況につきましては、6日以降各所管課の管理する施設、それから各支所におきましては、本庁もそうなのですが、個人の申請なり、それからパトロールにおいてこういう箇所が見つかりましたということで、現地調査についてまとめたものでございます。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） この報告を見ると、ここにとどまっていないというふうに私自身は感じ取れますが、この被害状況を各区長さんまたは集落長にお願いしてでも、調査状況を今後進めていくという予定はございますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 当然例えばこのその他ということでパイプハウス等ございますが、まだこのほかにもいろいろ被害が散見されるようでございますので、今後ともその詳細な被害状況を鋭意調査してまとめてまいりたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） 今回の被害も、事前に注意喚起はインターネット等また広報等で促したわけですが、この被害状況をぜひ把握していただいて次に備えるというか、注意喚起ができるように事前に、早目にできるようにいち早く調べていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。
直ちに質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、伺いますが、ページで3ページの監査委員に指摘するようなあれではないのですが、中ほどのまた、主要施策事業には含まれていないがという神林地区の、これ西神納地区の関係の用途の関係なのですけれども、ここに監査の項目に挙げてきたというのは、公害で地元の区長さん方から苦情が出ていると思うのですけれども、その苦情が多かったから監査項目に挙げたのかなと、そんなあれではないのですか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 特に苦情が多かったからこの事業を選定したというわけではございません。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） この中身について気になるのですけれども、これは環境課と農林水産課連携してやっているわけなのですが、中身は大体把握しているのですけれども、今特にこの臭気に関する問題は、ずっと地元にいる市民の方からそう、なれているのか大したことないのですけれども、やはり新たに県外あるいは別の地域から入ってくる、特に定住促進、人口減少に対して進めている現在ですので、やはりそのそういった風評的な問題が絡んでくると一番困ってしまうような状況なので、恐らく岩船地区から聞こえてくるのだと思うのですが、神林地区で松喜和の地区今盛んに住宅がふえていて、若い人がどんどんふえていく状況の中で、そういった傾向になると大変ですので、どっちに聞いたほうがいいのかわからないけれども、環境課と農林水産課のほうできめ細かにやっているのはわかります。その中で、事業者もやはり農業関係今大変厳しいところありますので、薬剤等の経費もかかりますし、また薬剤の使い方によっても肉牛の風評みたいなものも考えられますので、ぜひこれからもきめ細かにやってほしいのですが、どうですか。

○議長（三田敏秋君） これは誰にあれですか。ちょっとそれはだめ。監査委員だけだ。これはだめだ。

○17番（木村貞雄君） わかりました。終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） お疲れさまです。4ページなのですけれども、現金の管理状況についてという中で、一部施設で預かり金等の領収書が発行されていなかったというふうに指摘されております

けれども、具体的に監査委員のほうからお答え願えればと思います。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） この一部というのは、保育園等の保護者会とか行事の際にその会費等を現金で受領したときの受領書を発行していないとか、金額に関してはごく少額です。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） それだけですか。

もう一点お願いします。6ページなのですけれども、この学校教育課の奨学金貸し付けの中で、償還がおくれているものに対し文書で督促、保証人への働きかけということになっておりますけれども、返還状況が現状どうなっているのか。また、長い方で、多年度にわたって返還が滞っている方がおられるのかどうか、具体的にお話し願えればと思います。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 貸付者の実人員とかは、今現在資料で把握していますが、具体的に長期の滞納者というものに関しては、担当課にお聞きしていただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これ、監査報告の中で保証人への働きかけも言っているということになると、私からするとかなり金額がかさんでいるか、滞納月数が長いのかなというふうに感じたものですかから質問させてもらったのですけれども、監査委員のほうではそこまでは把握していなかったということで認識していいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 金額的なものは把握しております。今必要ですか。

○7番（尾形修平君） いや、いいです。では、今後あれします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） ご苦労さまでございます。3ページの中に、環境課の部分で荒川郷ごみ処理解体工事、それと市が所有するそのごみ処理場の解体撤去工事が行われまして、今更地のようになっているわけでありますが、その有害物質等の除去作業が行われ、それで監査委員のほうから整地も行われておるので、跡地の有効活用に向けた検討をお願いしたいということを書いてありますよね。しかし、あの場所のその土手というか荒川のほとりのところで、その有効活用をする必要があるのかどうかも含めて監査委員のお考えは何か、あるからこういうことを書いたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 解体作業が終わりまして整地されているわけですから、そのままの放置よりは有効な、例えば何かを置く場所とか、そういう有効活用を検討していただきたいと思い、

書かせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 建物を建てて何か置くとかではなくて、その辺の面積がどのくらいあるかわかりませんが、サッカー場であるとか、子どもをそのスポーツ施設なんかにも使えるほどの例えば広さがある土地でしたか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 面積がそういうものに対応しているかどうかはわかりませんが、そういう有効活用を担当課のほうで検討していただきたいということで、ここにこういうふうに書かせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 6ページで先ほど尾形議員のほうからもちょうと質問がありました。その奨学金制度、今国のほうでも新聞等でその奨学金制度についての保証人が、返還しなければいけない当人ではなくて、それが当人が返還されないものだから保証人に行きますよね。その保証人が逆に今国では自己破産しているといういろんな問題が新聞に出ています。村上の例なんかにしても、例えばそれだけ返還が、前も一般質問した、結構な金額当時ありました。七百数十万円という金額あったわけですが、それがずっと長々続くと保証人に今度行きますね。その保証人さんも払わないとなると、それはどうなるのか。

また、保証人さんの中でも、やっぱり国と同じような問題で、自己破産にまで行っているのかどうか、その辺なんかは把握されていますか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） その辺のところについては、監査のほうでは聞き取りはしますが、そこを考えるのは監査委員としての立場ではないと思いますので。

以上です。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 5番目にあります監査の結果についての中から質疑をさせていただきたいのですが、この社会福祉協議会に対しまして、一番下の行に補助金の使途についての書類での確認が困難な箇所があったというふうにあります、例えば具体的にどういった箇所だったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 荒川の地域福祉サービス事業の中で、28団体に100万2,000円の助成金を出しているのですが、その使途の確認ができる書類が確認できなかったということで担当者に聞き取りをしたのですが、担当者も把握し切れていなかった、こういうことです。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 自由討議であればもっといろいろ聞きたいのですけれども、3問しかないので、わかりました。また、それは後で。

その下にあります温泉二丁目区という中に、補助金の金額の算定基準に不明瞭な記述とありますが、その不明瞭な記述というのはどういう記述だったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） この交付要綱に、事業費の算出について3分の1を補助するということがあったのですが、変更があった場合に、その総事業費の3分の1なのか変更額の3分の1なのかによって、1,000円未満の端数が違ってくることがあったのです。それで、その要綱についてその辺がはっきりしていないということで指摘させていただきました。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 続いて、その下にあります上町商栄会の中で、補助対象外となる経費の記載が一部不明瞭であったと、これについてはどうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） これも、要綱の中で撤去についてはその補助金の対象としないとなっているのですが、ただし聞き取りで担当者に聞いたところ、ただの撤去の場合は対象にしないのですが、取りかえの場合は撤去費用は今まで実務上対象にしていたと。つまりただの撤去の場合は対象にはしないのですが、取りかえの場合の撤去については、補助金の対象にしていたと。ただ、その辺が要綱では読み取れなかったので、こういうふうに書かせていただきました。

○10番（本間清人君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） では、1問だけお願いします。今ほど本間議員から指摘ありました社会福祉協議会の下の方ではなくて上の方なのですけれども、補助金額の算定根拠となる人件費や事業費の負担割合が基準で明確に決まっていないということを指摘されております。これに関しては、今始まったことではなくて、延々と多分なされてきたのだというふうに思っておりますが、監査委員の立場でこの現状をどう思いになられますか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 私の意見ですが、きちんと要綱等で決めて、算定の根拠を明らかにしておいたほうがいいと考えます。

○7番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

5番、稲葉久美子さん。

○5番（稲葉久美子君） 補足説明は特にありませんので。

○議長（三田敏秋君） 特に発言がありませんので、ただいま議題となっている請願第1号については、会議規則の規定により請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第7 報第1号 専決処分の報告について

報第2号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第1号及び報第2号の2議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第1号及び報第2号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

最初に、報第1号は、平成29年11月22日、村上市関口地内の県道高根・村上線を走行中に路面凍結によるスリップにより、新潟県が所有する道路脇のガードロープ中間支柱等に接触し、破損させたものであります。路面凍結により横滑りし、接触したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、防護柵修繕費として10万8,000円を賠償するものであります。

次に、報第2号は、平成29年12月14日、村上市三之町地内の村上体育館下駐車場において、市マイクロバスが所定の駐車場から出発する際にバスの右側に駐車していた普通乗用車に接触し、双方

の車両が損傷したものであります。相手側の車両は、駐車場に駐車している状況であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕料として17万4,465円を賠償するものであります。

このたび示談が成立し、いずれも50万円以下の損害賠償であったことから、専決処分させていただいたものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議第5号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第5号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

平成30年5月20日をもちまして任期満了となります村上市教育委員会委員、佐藤信子氏の後任といたしまして、新たに板垣英樹氏を村上市教育委員会委員として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いずに直ちに無記名投票により採決

したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いなくて無記名投票により採決をいたします。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き24名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） これより開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、7番、尾形修平君、21番、佐藤重陽君を指名します。

両人の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告します。

投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成24票、反対ゼロ票、以上のとおりであります。

よって、議第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第6号から議第8号までの3議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第6号から議第8号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

本市区域に置かれております人権擁護委員のうち、3人の方が平成30年6月30日をもって任期満了となります。議第6号においては、稲葉眞知子氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。また、今期をもって退任される富樫勇巳氏及び佐藤弘氏の後任につきまして、議第7号においては渡・正士氏を、議第8号においては板垣和伸氏を適任と考え、推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） これは、異論があつてご質問させていただくのではなくて、教えていただきたいのですけれども、再任の方は新任のときはあるわけですから、今回新任の方がお二人おられます。その推薦として名前が挙がってくる過程というのは、どういう過程の中でこのお二方が上がってくるものなのですか。それは、実は先ほど教育委員のところでもあれと思つて、終わってから、どんな流れの中で推薦されてくるのかなというふうになんか確認したかったのですが、前が終わっていますので、この人権擁護委員というのは、どういう流れの中で推薦されるような、この候補として挙がってくるのか、少し教えていただきたいと思つています。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（尾方貞一君） 人権擁護委員の推薦につきましては、現在活動されております人権擁護委員さんと相談させていただきながら、人権に関してこれまでも知識のある方といたしますが、関心

を持たれている方をいろいろ調査をさせていただきながら、こちらのほうでご本人といろいろお話をさせていただいた中で推薦をさせていただいているというようなことになってございます。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 教育委員ですと、地区、地域的バランスも考えて推薦されておりますけれども、今回のその人権擁護委員なんかも、やはりそういうことも加味した中で推薦されてくる、そういうことですか。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（尾方貞一君） 人権擁護委員さんにつきましては、それぞれの地区ごとに推薦をさせていただいております。

○21番（佐藤重陽君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第6号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第7号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第8号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第9号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

平成29年度村上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,340万円を追加し、予算の規模を342億70万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第10款地方交付税で340万円を、第17款寄附金でふるさと納税寄附金3,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費では現在韓国の平昌で開催されております第23回オリンピック冬季競技大会スノーボード男子ハーフパイプに出場した平野歩夢選手を応援するための旅費等経費及びふるさと納税に係るクレジット決済手数料など185万4,000円を、第10款教育費では平野歩夢選手を応援するための看板等作製やパブリックビューイングに係る経費など158万2,000円を、また第13款諸支出金ではふるさと応援基金積立金3,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） クレジット決済手数料、これ私説明受けるまではどういったものなのかなと思っていたのですが、今ふるさと納税のその手数料だということなのですけれども、この68万円分の手数料ということになりますと、そのクレジットの決済では総額に大体幾らぐらいの金額がクレジットでの支払いになっているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 政策推進課長。

○政策推進課長（山田和浩君） きのうち現在での入金の数字からでございますけれども、きのうち現在

ですと2億2,649万円ほど入金があったわけですが、そのうちの1億8,460万円余り、金額の割合にしますと81.5%がクレジットによる決済となっております。

○10番（本間清人君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。
これから議第9号をボタン式投票により採決いたします。
投票を開始してください。
〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。
賛成全員です。
よって、議第9号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第11 平成30年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第11、平成30年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 平成30年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営について、私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、本市が本年4月、新市誕生から10年という節目の年を迎えるに当たり、これまでの間、市民の皆様、議会を初め関係者の皆様には、市政運営にご理解とご協力をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

私は、市長就任以来、人口減少問題を最重要課題として掲げ、病児保育施設「あらかわ病児保育センター」を開設したほか、子ども医療費助成や多子世帯の保育料等の負担軽減など、子育て世代を応援するとともに、医学生修学資金貸与制度や奨学金返還支援制度の創設など、未来の人材育成のための施策を積極的に展開してまいりました。

また、産業支援プログラム補助事業やふるさと村上応援寄附金のお礼品の創設のほか、本市のすぐれた食材や観光資源の各種プロモーション展開により、市内産業の支援を行ってまいりました。

現在も人口減少・少子高齢化という国難とも呼ぶべき課題に直面している厳しい状況にある中ではありますが、多方面からの取り組みを粘り強く継続していくことが大切であると考えております

ので、今後も、子育て世代への支援や産業への支援など、各種施策を積極的に展開し、「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」の実現に向けて取り組んでまいります。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額342億7,000万円で、昨年度を上回る過去最大規模の予算となっており、主要財源は、市税で63億9,000万円、地方交付税で125億4,000万円、国県支出金で42億8,000万円、市債で45億5,000万円を見積もりました。

歳出予算におきましては、昨年度からの継続事業である（仮称）村上市スケートパーク建設事業、荒川地区公民館建設事業及び厚生連村上総合病院移転新築に向けた周辺道路整備事業などの大型建設事業や、新規事業といたしまして厚生連村上総合病院の移転新築に対する補助金、保育園・小学校の統合に係る経費を計上したほか、総合戦略に基づく各種事業の拡充を図るための予算を計上いたしました。

次に、主要事業の取り組みにつきまして、本市総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

初めに、いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくりであります。

健康の増進につきましては、「健康むらかみ21計画」及び「村上市食育推進計画」に基づき、生活習慣病対策を重点として、地域の実情に応じた各種保健事業を実施するとともに、特に歯科保健事業につきましては、昨年度からモデル的に実施しております中学校におけるフッ化物洗口を、市内全ての中学校で実施し、思春期における歯質強化を推進してまいります。

さらに、厚生労働省モデル事業により策定した「村上市自殺対策行動計画」に基づく事業の展開により、自殺対策に関する取り組みを一層強化してまいります。

地域医療体制の充実につきましては、市民が将来にわたって安心・安定した医療を受けることができるよう、厚生連村上総合病院の移転新築事業に対する支援のほか、新たに厚生連瀬波病院の耐震改修への支援も行ってまいります。

また、医師不足解消に向け、昨年度創設した村上市医学生修学資金貸与制度の周知を図るとともに、国・県への要望活動を引き続き行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、制度改正による県単位化へのスムーズな移行作業を進めるとともに、医療費の適正化に向け、効率的な保健事業の実施に努めてまいります。

子育て環境の充実につきましては、輝く次代を担う子どもたちを生み、子育ての楽しさや喜びが実感できるよう、休日や雨天時にも親子で利用できる遊び場の提供、環境づくりの検討を進めるほか、子どもたちの健全な育成と保護者の不安解消を図るため、相談体制や健診体制の充実に取り組んでまいります。

さらに、統合する山北にじいる保育園の改修工事を実施するほか、老朽化した保育園の計画的な改修に取り組み、安全で安心な保育環境の整備・改善を進めてまいります。

また、近年、3歳未満児の保育ニーズの高まりにより、保育園への入園が厳しい状況になっておりますので、園児の受け入れ態勢を整備するため、保育士の確保等に一層力を注いでまいります。

病児保育事業につきましては、昨年7月に開所をいたしました「あらかわ病児保育センター」での運営実績を検証しながら、移転新築後の村上総合病院での病児保育施設の開設に向け、厚生連と協議を進めてまいります。

高齢者の健康と安心な暮らしづくりにつきましては、高齢化が一層進む中で、高齢者の皆様が住みなれたこの地域で健康で活躍できるよう、健康寿命の延伸のために疾病予防に取り組むなど、早い段階から健康意識を高め、生涯にわたる健康づくりを推進するとともに、生きがい活動の支援や生活支援体制づくりを進めるほか、高齢者の就業確保についても取り組んでまいります。

また、認知症高齢者等の支援施策として、市民後見人の育成等、成年後見制度の充実を図るとともに、需要が高まっている介護保険サービスを必要なときに提供できるよう、介護職員の人材確保に関する各種施策も推進してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、発達障がい者支援事業として、新たに成育歴や相談経過をまとめるための相談支援ファイル「ぱすのーと」を出生児全員に配布するほか、ペアレントトレーニング事業の実施により、障がいのある子ども及びその保護者に対する支援体制を強化してまいります。

生活困窮者の支援といたしましては、自立相談支援窓口として「生活支援センターむらかみ」を設置しておりますが、生活困窮者が抱えるさまざまな課題に対し包括的かつ継続的に支援できるよう、関係機関と連携し取り組みを進めるとともに、子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の小中学生を対象とする訪問型の学習支援事業を引き続き実施してまいります。

次に、ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくりについてであります。

環境の保全につきましては、「第1次村上市環境基本計画」に基づく各種事業を積極的に推進するとともに、環境フェスタ等のイベントや広報等を通じて環境保全への意識啓発を図ってまいります。

新エネルギーの推進につきましては、地球温暖化対策として取り組んでまいりました住宅用太陽光発電や木質バイオマスストーブの設置補助を継続するとともに、市民講演会等を通じて意識啓発と普及促進を図ってまいります。

岩船沖洋上風力発電事業につきましては、現時点での事業化は困難であることが発電予定事業者から示されました。

国では長期にわたり海域を占用する海洋再生可能エネルギー発電設備の利用を促進するための基本方針を定めて、促進区域の指定や海域の占用等に係る計画の認定制度を創設する法案の整備を進めております。本市におきましても、これまでの検討や知見を生かし、岩船沖洋上風力発電の導入実現に向けて取り組んでまいります。

生活衛生の向上につきましては、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、リデュース・リ

ユース・リサイクルのいわゆる3Rを推進し、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図るとともに、市内のごみ収集回数の統一に向け取り組んでまいります。

公害の防止につきましては、臭気測定や水質検査による監視を継続するとともに、昨年度、実証実験を行った畜舎の臭気軽減策について、さらなる取り組みが行われるよう、関係者と協議を進めてまいります。

適正な生活排水の処理推進につきましては、公共下水道事業で村上地区における管渠整備が最終年度を迎えることから、国道7号沿線及び仲間町等で整備を行うとともに、引き続き水洗化率向上に向けた普及啓発活動も積極的に進めてまいります。

また、広範に点在する下水道施設の長寿命化計画につきましては、下水道事業全体の持続的運営を見据えた本市にとって最良となるストックマネジメント計画を、日本下水道事業団と連携し策定を進めるとともに、公共下水道施設の改築・更新工事や集落排水施設の機能強化事業についても、引き続き事業を実施し施設の長寿命化を図ってまいります。

上水道及び簡易水道事業につきましては、荒島浄水場の建てかえ工事などの拡張事業を継続するとともに、上山田地区飲料水供給施設の上水道への統合や配水管の建設及び改良を行うなど、施設・設備の整備を進め、水道水の安定供給に努めてまいります。

なお、下水道事業、集落排水事業及び簡易水道事業の各特別会計におきましては、経営の透明性、健全性の向上を図るため引き続き地方公営企業会計移行に向けた作業を進めるほか、上下水道料金の従量料金統一につきましても作業を進めてまいります。

河川・排水路の整備につきましては、大雨等による災害を未然に防止するため、計画的に改修を進めるとともに、堆積土砂の撤去や草木の伐採など適正な維持管理に努め、生活環境の保全に取り組んでまいります。

岩船港につきましては、地域団体等が行っております港を活用したさまざまなイベントなどの活動が認められ、国から「みなとオアシス越後岩船」として登録を受けております。

今後も、岩船港で行われるイベント等について広く情報発信に努めるとともに、昨年、関係者と視察を行ったSea級グルメ全国大会への参加を視野に入れた取り組みや新たなイベント等の創設に向けた官民協働での検討など、港にかかわる関係団体間での連絡調整を図り、交流人口の増加による港のにぎわい創出と地域の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、冬季波浪による航路の漂砂埋没対策など、船舶の安全航行のための港湾機能の保全やその抜本的対策について、迅速な対応が図られるよう引き続き国や港湾管理者であります新潟県に対し要望をしてまいります。

日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の整備につきましては、関係各位のご協力により用地買収や補償契約が順調に進み、昨年9月には道路本体工事着工の運びとなり、全線開通に向けてより一層の期待が高まってきたところであります。今後も高速道路ネットワークの効果を地域活性化

につなげるため、関係機関や地域団体と連携し、道の駅「朝日」リニューアルのための準備作業を進めるとともに、早期開通に向けた要望活動を行ってまいります。

暮らしと密接する生活道路や通学路につきましては、引き続き地域からの要望や安全性を配慮しながら計画的に整備を進めるとともに、橋梁など経年劣化が進む道路施設の長寿命化を図るため、点検と補修を実施し安全で安心な道路環境の整備に努めてまいります。

生活交通の確保・充実につきましては、昨年4月から運行を開始した「村上市高速のりあいタクシー」の運行を継続するほか、運行時刻の見直しによる利便性の向上を図ってまいります。また、まちなか循環バス停留所の待合所の整備や「荒川・神林地区のりあいタクシー」の乗降場所を追加するなど、環境改善を進めるほか、交通空白地域の解消に努め、効率的で持続可能な交通体系の構築に努めてまいります。

市街地と景観の整備・保全につきましては、「村上市歴史的風致維持向上計画」に基づく外観修景行為に対する工事費の一部助成を継続し、歴史的建造物の保存と歴史的な町並みの形成を図ってまいります。

村上駅周辺まちづくり事業の推進につきましては、厚生連村上総合病院の移転新築候補地である駅西地区へのアクセス性向上のため、引き続き幹線道路及び周辺道路の整備に取り組んでまいります。

また、荒川地区で進めている都市計画道路「南中央線」の整備事業につきましても、新潟県で実施している「東大通り線」整備事業と連携を図りながら整備を進めてまいります。

良好な住環境の整備につきましては、木造一戸建て住宅の耐震化に対する支援を継続するとともに、公営住宅につきましても、適切な維持・保全に努め、施設の長寿命化を図ってまいります。

また、空き家対策につきましては、空き家実態調査の結果をもとに「空き家等対策計画」を策定し、利活用が見込める空き家については、所有者等に対し利活用を促し、危険な空き家については、除去に向けた働きかけを行うなど、適正管理の指導と管理不全な空き家の発生防止に努めるとともに、良好な物件の空き家バンク事業への登録を引き続き進めてまいります。

次に、産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくりであります。

農業につきましては、新たな米政策の初年度を迎え、岩船米の主産地といたしまして、これからも品質安定・良食味生産に取り組むとともに、多様な米づくりにより消費地の要望に応えることで「売る米づくり」への転換を図り、農業所得の向上に努めてまいります。

さらに、地域農業の維持発展のため、農地の保全を進め、担い手確保及び農業の効率化による経営基盤の強化を図り、農業生産条件の不利な地域における対策を進めるとともに、有害鳥獣対策にも努めてまいります。

また、村上牛につきましては、生産者や関係団体と連携し、ブランドの維持と出荷頭数の確保に取り組むほか、本市のすぐれた食材の魅力を発信し、消費地とのつながりを強化することで、販路

や生産量の拡大を進めてまいります。

林業につきましては、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源を活用するため、主伐や再造林を推進し、循環利用を図ることで次世代につなぐ取り組みを進めてまいります。

また、施業集約化の促進のため、計画的な林地台帳整備により、生産コスト削減や良質材の安定供給体制の推進に努め、「村上市産材利用住宅等建築奨励事業」を継続することで、木材需要の拡大を図るとともに、林業体験の場を設けるなど、担い手育成も進めてまいります。

市町村の森林整備の財源に充てる「森林環境税（仮称）」につきましては、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する方向が示されたことから、市町村が主体となって行うべき事業の財源の使途について、関係機関及び林業関係団体等との意見交換を行うとともに、効果的な森林整備の施策に取り組んでまいります。

また、昨年7月着工された森林基幹道岩船東部線の開設事業につきましては、地域及び関係機関と連携し、引き続き整備促進に取り組んでまいります。

水産業につきましては、魚価の低迷や漁業者の高齢化、後継者不足が課題となっておりますが、担い手を安定的に確保できるよう新たな制度を設け支援を行うほか、水産物の鮮度向上への取り組みに対する施設整備への支援を行うとともに、「ズワイガニ」「ヒラメ」を初めとした新たな水産物のブランド化を推進してまいります。

また、内水面漁業におきましては、資源増殖を引き続き推進するとともに、本市を代表する鮭の歴史と伝統を踏まえ、村上の「鮭」が全国ブランドとしてさらなる評価を受けられるよう努めてまいります。

商工業の活性につきましては、人口減少による生産性、商業活力の減退が課題となっておりますが、現場の声をじかに聞くため、産業支援プログラム補助事業利用者を初めとする商工業者への訪問や既存の中小企業者への定期訪問による意見聴取を今まで以上に行い、効果的な支援制度への見直しを図ってまいります。

また、新たな企業進出、市内企業の規模拡大に対しましては、空き地・空き工場バンクによる情報提供、村上市企業設置奨励条例を初めとする奨励制度の紹介などを通じ、きめ細かに対応して支援してまいります。

村上木彫堆朱につきましては、「堆朱のまち村上再生事業」において、県内、首都圏を中心に認知度向上と販路拡大を目指しプロモーションを行うとともに、「後継者育成支援事業」においてはさらなる技術向上が図られるよう、引き続き支援をしてまいります。

同じく伝統的工芸品である「羽越しな布」につきましても、地域おこし協力隊による後継者不足等の問題解消に向け取り組んでまいります。

出店者が年々減少している六斎市につきましては、空洞化の解消に向け、市場組合を初めとする関係団体との意見交換を実施いたします。

また、好評いただいている「住宅リフォーム事業補助金」につきましては、4月からすぐに事業着手できるよう制度改正を行い、「プレミアム付き商品券発行事業補助金」とともに引き続き実施し、市内経済の活性化を図ってまいります。

観光誘客活動につきましては、平成31年秋に新潟・庄内デスティネーションキャンペーンを控え、プレキャンペーンとなります。本年は、SNSを活用した観光プロモーションを行い口コミ効果による情報発信に取り組むほか、昨年度から実施しているインターネット旅行予約サイトと連動した誘客促進策を実施することにより、特産品や観光のさらなるPRに努めてまいります。

また、関西国際空港、新潟空港間のLCC就航に伴い、観光客の利便性を高めるため、空港から本市までの誘客活動を実施する事業者へ支援を行ってまいります。

国外へ向けては、昨年からは台湾、韓国へ出向き現地商談会、観光展などに参加して知名度の向上を図ってまいりました。その他の国の旅行者などの受け入れも行き可能性を探りながら精力的に取り組んでいるところであり、一定の成果は出ているものと考えております。さらなる国外での本市の知名度アップを図るため、今後も引き続き国外に向けた観光情報の発信を図り、訪日外国人の誘客に取り組んでまいります。

観光施設整備につきましては、引き続き観光客の満足度向上と地元の活性化が図られるよう、計画的な整備を推進してまいります。

また、ふるさと村上応援寄附金に対するお礼品につきましては、大勢の皆様喜んでいただいているところでありますので、引き続き充実を図ってまいります。

就労環境の整備につきましては、本市の現状といたしまして就職を希望する市内高校生の減少に加え、仕事を探す一般求職者も減少傾向にあります。

若い世代の労働力の確保と雇用のミスマッチ解消のため、高校生向けの就職説明会や職場見学会の開催、大学生等のインターンシップ支援事業を推進するとともに、下越地域若者サポートステーション及び市内企業との連携による職業体験の場を提供してまいります。

また、新潟県ハッピー・パートナー企業への登録を奨励し、「女性就労環境向上事業補助金」を交付するなど、男女がともに働きやすい労働環境の整備を支援してまいります。

次に、いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくりについてであります。

消防・救急体制の充実につきましては、常備消防では、計画的に消防車両の更新を行うとともに、救急救命士の養成及び消防・救急隊員の高度教育を実施するなど、消防救急体制の充実強化を図ってまいります。

非常備消防におきましては、消防資機材及び防火水槽の整備を進めるほか、大規模災害時の水利不足を補うため、降雪取水施設を活用した緊急水利の整備を進めるとともに、昨年設置いたしました広報指導分団「つくし隊」の活動の充実に努めてまいります。

また、地域防災の中心的役割を担う消防団活動の維持・継続のため、市内の企業や事業所からも

ご理解とご協力をいただきながら、引き続き団員の確保に努めてまいります。

防災体制の充実につきましては、最大降雨量を想定した洪水ハザードマップを抜本的に見直すとともに、過去の災害経験を生かし、かつ、気象や災害予測などのさらなる情報収集に努め、より適切な行動判断を補完するシステムを導入し、市民の安全・安心の強化を図ってまいります。

また、防災士の育成や研修を継続して地域防災力の向上を図るとともに、（仮称）村上市防災士協議会を立ち上げ、防災士同士の連携を深め、課題解決に向けた取り組みを行ってまいります。

防犯対策につきましては、続発する特殊詐欺被害等を防止するため、詐欺の手口や被害につかながるおそれのある事象を速やかに周知するとともに、犯罪の防止と防犯意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し啓発に努めてまいります。

また、夜間における歩行者等の安全安心な通行を確保し、犯罪を未然に防ぐ環境づくりの一環として、防犯灯の整備及び維持管理を行うとともに、計画的にLED化を進めることにより維持管理費の削減を図ってまいります。

交通安全対策の推進につきましては、全国や県内において近年の交通事故発生件数が減少を続けている中、本市においては昨年増加していることから、交通安全教室や交通安全運動等を通じ市民の交通安全意識の高揚により一層努めるなど、関係機関等と連携して交通事故防止対策に取り組んでまいります。

次に、伝統と文化を育む、すこやかな郷育のまちづくりについてであります。

学校教育につきましては、学校と保護者・地域の皆様が子どもの教育に対する課題や目標を共有化し、学校と地域の連携・協働による学校運営を考えるコミュニティ・スクールの設置に向けた取り組みを進めるとともに、将来の人材育成のため、キャリア・スタート・ウィーク事業、奨学金制度及び奨学金の返還支援補助金事業を引き続き実施してまいります。

学力向上対策では、児童・生徒の確かな学力の定着と伸長を図るため、英語検定料補助事業のほか、外国語指導助手や図書館司書を増員するとともに、中学生の家庭学習の習慣化を促すため昨年度から取り組んでおります放課後学習事業についても拡充いたします。

特別支援教育では、介助員の配置を継続し、一人ひとりのニーズに寄り添った教育を引き続き実施してまいります。

また、「中学生の広島訪問」により平和教育の充実を図るとともに、主権者教育のための小中学校及び高等学校の児童生徒代表による「こども議会」を実施いたします。

なお、小中学校の統合につきましては、新しい校歌や校章の制定、教育目標、通学方法、校舎改修など、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、開校の準備に取り組んでまいります。

生涯を通じた学習の推進につきましては、次代を担う子どもたちの健やかな育成のため、市内小中学校との連携による家庭教育への支援・充実に努めるとともに、幼少期から高齢期までの生涯各

期における学びの推進に努めてまいります。

また、学習の拠点となる社会教育施設の充実のため、荒川地区公民館の建設事業やさんぼく会館のリニューアルに向けた詳細設計を進めるとともに、図書館ネットワークシステムの更新により市内全図書館・図書室の一体的な情報管理を進めるなど、市民が集い・学び・成果を発揮できる場の提供に努めてまいります。

文化財の保存活用と芸術・文化の振興につきましては、本年1月の文化審議会答申により、「村上祭の屋台行事」が国重要無形民俗文化財に指定される運びとなりましたので、本年度は指定記念シンポジウム等を開催し、村上祭の価値を再認識するとともに、市内外に対するさらなる情報発信に努めてまいります。

また、国指定史跡である村上城跡、平林城跡については、計画的な史跡整備を推進し、保存と活用に努めてまいります。

生涯スポーツと競技スポーツの推進につきましては、市民が生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、引き続き総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体と連携を図り、市民の健康増進や体力向上に向けた各種事業を実施してまいります。

また、(仮称)村上市スケートパークにつきましては、「スケートボードの聖地創造」を目指し、平成31年春の供用開始に向け整備を進めてまいります。

市民の皆様を初め、国内外の多くの競技者が集い、交流人口の拡大につながる施設運営を目指すとともに、ジュニア選手やトップアスリートが本市から世界に羽ばたく施設となるよう、その仕組みづくりに取り組んでまいります。

最後に、ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくりについてであります。

平等社会の推進につきましては、部落差別問題や子どもの人権問題のほか、インターネットを使用した差別や偏見の拡散など、解決しなければならない多くの問題が発生しております。

そのため、一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市の実現に向け、人権に関する啓発に努めてまいります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつさまざまな社会の意思決定に参画し、対等なパートナーとして喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めてまいります。

市民協働のまちづくりの推進につきましては、各地域まちづくり組織の皆様のご努力により、地域に根差し、特色を生かした取り組みが展開されてきておりますが、人口減少と少子高齢化は、集落活動の維持など日常生活のさまざまな面に影響を及ぼしております。

これからも、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにしていくためには、地域と行政の協働がますます重要となっていることから「自分たちが住む地域は、自分たちで知恵を出し汗をかきながら、みんなで創り上げていく」まちづくりの取り組みを今後も支援してまいります。

また、地域外の人材を新たな担い手として受け入れ、地域の課題解決を図る「地域おこし協力隊」を増員し、地域力の維持・強化を進めるとともに、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱する制度を効果的に組み合わせて、将来にわたり持続的に暮らせる地域づくりを推進してまいります。

広報広聴事業の推進につきましては、「市報むらかみ」のさらなる充実に努め、本市の施策や魅力、地域の情報などをわかりやすく伝えるとともに、ホームページやSNSなどを活用しながら、迅速な情報発信に努めてまいります。

ICT・情報化の整備推進につきましては、朝日、山北、神林の各地区における情報通信設備のうち、告知放送設備の更新を完了したところですが、他の情報通信設備につきましても、更新に向けた検討を進めてまいります。

行財政改革の推進につきましては、限られた職員数のもと、人口減少等の各種課題に対応するため業務改善に取り組むとともに、職員の意識改革及び資質向上を図ってまいります。

また、近年の市民ニーズの中には、既存組織では対応し切れない細かな業務が多岐にわたり増加する傾向にありますので、本年度は、商工観光課を「地域経済振興課」と「観光課」に分課し、本市の経済活動の活性化と魅力あふれる観光資源を利用した戦略を推進するとともに、指定管理者制度やアウトソーシングの導入に加え、事務事業評価を行いながら、さらなる行政組織の見直しとバランスのよい行財政運営に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、本市を中心に関川村・粟島浦村と連携し「村上岩船定住自立圏共生ビジョン」に基づく各種事業を引き続き展開し、魅力ある圏域づくりにつながるよう取り組んでまいります。

以上が私の市政運営に当たっての所信と平成30年度の主要な事業概要であります。10年後、20年後、そして30年後の未来を担う子どもたち一人ひとりが、夢や希望を持って活躍できる村上市となるよう、積極的に取り組んでまいります。

市民の皆様と議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で平成30年度村上市施政方針を終わります。

昼食休憩のため午後1時10分まで休憩します。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議第10号 平成30年度村上市一般会計予算

- 議第 1 1 号 平成 3 0 年度村上市土地取得特別会計予算
- 議第 1 2 号 平成 3 0 年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 議第 1 3 号 平成 3 0 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 議第 1 4 号 平成 3 0 年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 1 5 号 平成 3 0 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 1 6 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第 1 7 号 平成 3 0 年度村上市下水道事業特別会計予算
- 議第 1 8 号 平成 3 0 年度村上市集落排水事業特別会計予算
- 議第 1 9 号 平成 3 0 年度村上市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 2 0 号 平成 3 0 年度村上市上水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第10号から議第20号までの11議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第10号から議第20号までの11議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、平成30年度村上市各会計の予算案であります。施政方針の冒頭にも触れましたように、本年度予算の編成におきましては、平成29年度からの継続事業である厚生連村上総合病院移転新築に向けた周辺道路整備事業、荒川地区公民館建設事業及び（仮称）村上市スケートパーク建設事業等の大型建設事業を初めとして、防災対策、人口減少対策、産業振興策、少子化に対応した施設の統廃合などの諸課題への対応と、総合戦略の政策理念実現に向けた各種取り組みのさらなる進化を図るための編成を行ったところであります。

平成30年度当初予算案の規模を申し上げます。一般会計は342億7,000万円、特別会計は9会計で215億4,332万円、企業会計は22億8,715万6,000円、全会計合計では581億47万6,000円となります。

予算案の内容につきましては、各会計ごとに順次申し上げます。最初に、議第10号は村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は342億7,000万円、前年度当初予算と比較しますと、予算総額ではプラス3.9%、12億9,000万円の増額となります。増額の理由といたしましては、平成29年度の大型事業であった朝日支所庁舎大規模工事が終了したものの、厚生連村上総合病院移転新築周辺道路整備事業、荒川地区防災行政無線再整備事業、荒川地区公民館建設事業、（仮称）村上市スケートパーク建設事業などの大型投資事業の継続や村上総合病院移転新築事業補助金、山北地区保育園統合、小・中学校統合等の新規投資事業などによるものが主たる要因であります。また、投資的経費では、厚生連村上総合病院移転新築周辺道路整備事業などのインフラ整備のほか、荒川地区防災行政無線再整備事業、荒川地区公民館建設事業、（仮称）村上市スケートパーク建設事業などで

49億9,628万8,000円を計上し、前年度比プラス31.0%、11億8,129万4,000円の増額となっております。また、職員人件費では、前年度比プラス1.6%、8,834万1,000円の増額で、55億8,614万7,000円となっております。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債の目的及び限度額等を、第4条では一時借入金の借り入れ最高額を30億円に定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税を固定資産税の評価がえに伴う減などによりマイナス2.4%、63億9,173万2,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第9款地方特例交付金までは、総務省自治税務局の見込みにより算定し、第10款地方交付税ではマイナス2.1%、125億4,000万円を、第14款国庫支出金ではプラス0.1%で24億6,907万8,000円を、第15款県支出金では介護基盤整備事業費補助金の皆減などによりマイナス13.0%で18億818万1,000円を、第18款繰入金では合併特例措置逓減対策準備基金及び新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金の皆増などによりプラス105.9%で20億5,690万3,000円を、第21款市債では荒川地区公民館建設事業及び(仮称)村上市スケートパーク建設事業などによる教育債の増などによりプラス30.6%、45億5,020万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で32億3,890万6,000円、朝日支所庁舎大規模改修工事の終了などによりマイナス3.0%、9,950万1,000円の減額。第3款民生費で87億5,355万3,000円、介護基盤整備事業経費の皆減などによりマイナス2.3%、2億837万円の減額。第4款衛生費で27億3,752万3,000円、村上総合病院移転新築事業費補助金の皆増などによりプラス13.0%、3億1,421万8,000円の増額。第6款農林水産業費で26億5,568万円、農道工事の減などによりマイナス2.2%、5,884万7,000円の減額。第7款商工費で13億9,031万3,000円、中小企業振興資金預託金などの減によりマイナス7.1%、1億569万9,000円の減額。第8款土木費で43億9,692万2,000円、日沿道整備推進事業や坪根地区渋滞対策検討経費及び下水道事業特別会計繰出金の増などによりプラス0.3%、1,171万6,000円の増額。第9款消防費で18億7,619万3,000円、洪水ハザードマップ作成業務などによりプラス4.1%、7,413万1,000円の増額。第10款教育費で52億8,515万4,000円、学校統合に伴う改修工事や荒川地区公民館建設事業及び(仮称)村上市スケートパーク建設事業などによりプラス39.1%、14億8,668万2,000円の増額となりました。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第11号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は前年度と同額の2万円であります。歳入では、第1款財産収入で1万8,000円、歳出では、第2款諸支出金で土地開発基金積立金及び償還金で同額を計上いたしました。

次に、議第12号は、村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は5億8,340万円とし、前年度比プラス9.4%、4,990万円の増額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金で情報通信施設負担金55万円を、第2款使用料及び手数料で情報通信施設使用料などで5,271万

4,000円を、第3款繰入金で一般会計繰入金5億201万7,000円を、第5款諸収入で光伝送路等貸付料など2,811万8,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で前年度比プラス15.9%、4,997万8,000円増の3億6,348万7,000円を計上いたしました。これは、前年度に更新をした神林地区告知システムの維持管理に係る経費について、通年予算計上に伴う増分が主な要因であります。第2款公債費では、起債の元利償還金2億1,791万3,000円を計上をいたしました。

次に、議第13号は、村上市蒲萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は5,900万円とし、前年度比マイナス34.0%、3,040万円の減額であります。歳入では、第2款使用料及び手数料で1,014万円を、第3款繰入金で4,580万1,000円を、第5款諸収入で275万8,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費5,703万1,000円を、第2款公債費で起債の償還金利子19万6,000円を、第3款予備費で20万円をそれぞれ計上いたしました。減額の主な要因といたしましては、前年度計上しておりました圧雪車更新の経費が皆減したことによるものであります。

次に、議第14号は、村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は60億8,400万円とし、前年度比マイナス20.7%、15億8,400万円の減額であります。これは、平成30年度の国保制度改革による県単位化に伴い財政運営の仕組みが変わり、保険給付費に対する国の負担金や交付金等の交付先が市から県に移行するなどが主な要因であります。歳入では、第1款国民健康保険税で10億6,864万7,000円を、第5款県支出金で45億3,166万6,000円を、第7款繰入金で4億6,679万1,000円をそれぞれ計上し、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、連合会支出金及び共同事業交付金を廃止をいたしました。歳出では、第1款総務費で1億1,288万9,000円を、第2款保険給付費で44億4,040万9,000円を、制度改革に伴い新設した第3款国民健康保険事業費納付金で14億4,448万4,000円をそれぞれ計上し、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金を廃止をいたしました。

次に、議第15号は、村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は6億9,080万円とし、前年度比プラス6.3%、4,080万円の増額であります。歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で4億6,356万7,000円を、第3款繰入金で2億2,347万4,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で1,555万2,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で6億6,933万9,000円を、第3款保健事業費で496万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第16号は、村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は78億9,000万円とし、前年度比プラス3.0%、2億3,300万円の増額であります。歳入では、第1款保険料で15億4,836万3,000円を、第4款国庫支出金で保険給付費、地域支援事業費の歳出見込み額により負担割合に応じて19億2,693万5,000円を、第5款支払基金交付金で20億3,884万3,000円を、第6款県支出金で11億2,707万1,000円を、第8款繰入金で事務費等繰入金を含め12億3,992万3,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、平成29年度決算見込み額及び第7期介護保険事業計画を踏まえ、第2款保険

給付費で74億1,220万3,000円を、第3款地域支援事業費で介護予防・生活支援サービス事業費などで2億9,526万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第17号は、村上市下水道事業特別会計の予算案であります。予算の総額は46億1,290万円とし、前年度比マイナス6.0%、2億9,610万円の減額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金の受益者負担金、第2款使用料及び手数料の使用料、第3款国庫支出金の国庫補助金などで9億8,261万7,000円を、第4款繰入金の一般会計繰入金で23億5,046万6,000円を、第7款市債で12億810万円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款下水道費の下水道管理費で9億1,957万6,000円を、下水道建設費で7億6,925万円を、第2款公債費で29億2,157万4,000円をそれぞれ計上いたしました。これらの予算のもと、村上地区において約2.8キロメートルの管渠整備により処理区域を約28ヘクタール拡大し、同地区の管渠整備を完了するとともに、荒川地区において都市計画道路南中央線の整備に伴う污水管渠工事を実施するほか、ストックマネジメント全体計画策定業務や村上浄化センター改築更新実施設計業務などを実施いたします。また、引き続き公営企業会計移行に向けた作業を実施するほか、下水道施設の適正な管理運営を行い、水洗化率の向上に努め、使用料収入の確保を図ってまいります。

次に、議第18号は、村上市集落排水事業特別会計の予算案であります。予算の総額は11億9,770万円とし、前年度比マイナス1.7%、2,030万円の減額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金の受益者負担金、第2款使用料及び手数料の使用料、第3款県支出金の県補助金などで2億1,524万9,000円を、第4款繰入金の一般会計繰入金で6億8,944万8,000円を、第7款市債で2億7,400万円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款集落排水費の集落排水管理費で3億1,360万4,000円を、集落排水建設費で3,605万円を、第2款公債費で8億4,554万6,000円をそれぞれ計上いたしました。これらの予算のもと、中浜処理場の改築更新工事に向けた実施設計業務のほか、高根処理場の機能強化計画策定業務、蒲萄処理場の機能診断調査業務を実施いたします。また、集落排水事業につきましても、引き続き公営企業会計移行に向けた作業を実施するほか、施設の適正な管理運営を行い、水洗化率の向上に努め、使用料収入の確保を図ってまいります。

次に、議第19号は、村上市簡易水道事業特別会計の予算案であります。予算の総額は4億2,550万円とし、前年度比マイナス22.8%、1億2,550万円の減額であります。簡易水道事業の業務予定量は給水戸数4,025戸、年間総給水量102万5,137立方メートルを予定をいたしております。歳入では、第1款分担金及び負担金の工事負担金、第2款使用料及び手数料で水道使用料など1億6,622万1,000円を、第3款繰入金の一般会計繰入金で1億9,877万5,000円を、第6款市債で5,550万円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で1億3,563万9,000円を、第2款施設費で7,125万3,000円を、第3款公債費で2億1,560万8,000円をそれぞれ計上いたしました。主な事業といたしましては、上山田地区における上水道事業への統合事業であります。

最後に、議第20号は、村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は給水戸数2万

972戸、年間総給水量621万9,810立方メートルを予定をいたしております。収益的収支予算では、事業収益を11億6,743万5,000円、事業費用を10億5,637万5,000円とし、利益は1億1,106万円を見込んでおります。資本的収支予算では、資本的収入を6億1,434万1,000円、資本的支出を12億3,078万1,000円とし、主な事業といたしましては、拡張事業として荒川地区の第3次拡張事業で老朽化した荒島浄水場の更新工事を平成29年度から引き続き2カ年事業で実施をいたします。また、各地区において、下水道及び道路改良事業に伴う配水管布設がえ、老朽管の改良を実施をいたします。収支差し引き不足額6億1,644万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,616万円、当年度分損益勘定留保資金4億4,422万9,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金7,605万1,000円で補填しようとするものであります。

以上、平成30年度の村上市各会計の予算案につきまして一括してご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第10号から議第20号までの提案理由の説明を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、お諮りします。村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指

名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

-
- 日程第13 議第21号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
議第22号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第23号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
議第24号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第25号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結について
議第31号 市有財産の譲与について
議第32号 市有財産の譲与について
議第33号 市有財産の譲与について
議第34号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第21号から議第34号までの14議案についてを一括して議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第21号から議第34号までの14議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第21号は、村上市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。本計画は、過疎

地域自立促進特別措置法に基づき、財政上の特別措置等を受けるため、その計画期間を平成28年度から平成32年度までの5カ年とし策定したものであります。このたびの変更内容につきましては、村上総合病院移転新築事業、学校教育施設改修事業、さんぼく会館改修事業等の追加登載を行い、新たに過疎債の適用を受けようとするものであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、この計画変更につきましては、新潟県との協議手続を既に終えており、去る1月5日付で異議のない旨の回答をいただいているところであります。

次に、議第22号は、関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてであります。本案は、平成27年第2回定例会で決議をいただきました関川村との定住自立圏形成協定を変更するため、村上市議会の議決に付すべき事件を定める条例第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。変更内容につきましては、病児保育施設の利用に関する項目を新規に追加するものであります。

次に、議第23号は、村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえ、村上市個人情報保護条例において指紋データ、旅券番号等の個人識別符合が個人情報に該当する等の個人情報の定義の明確化及び思想、信条、宗教等、その取り扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報、いわゆる要配慮個人情報の範囲の明確化及びその取り扱いの見直し、その他所要の改正を行うものであります。これらの改正に伴い、村上市情報公開条例における行政文書の公開の際、保護される個人情報の定義の改正及び村上市営住宅条例における条項ずれの改正を行うものであります。

次に、議第24号は、村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本市議会議員の期末手当における支給月数を0.05月分引き上げようとするものであります。本市議会議員の期末手当については、国の特別職の期末手当の支給月数に準じており、既に昨年12月の国会において国の特別職給与法の改正が成立しております。その改正後の期末手当の支給月数に合わせるもので、適用は平成29年12月1日にさかのぼり実施しようとするものであります。

次に、議第25号は、村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、1点目がことばところの相談室の指導員の勤務時間改正に伴う月額報酬の増額であります。2点目が児童福祉法改正による相談業務専門性や調査、訪問等のソーシャルワーク業務が求められ、精神保健福祉士や言語聴覚士等の専門職の配置が必要となることを見込まれることから項目を設けるものであり、3点目は平成30年3月31日で勤労青少年ホームが廃止となることから項目を削るものであります。

次に、議第26号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。市長、副市長及び教育長の給料月額について、1月に開催されました特別職報酬

等審議会から引き上げの答申をいただいたところであります。その答申に基づき本年4月1日から給料月額を引き上げようとするものであります。

また、先ほどご提案いたしました議第24号と同様に、常勤の特別職職員の期末手当の支給月数につきまして、改正後の国の特別職給与法の支給月数に合わせ0.05月分引き上げようとするものであります。

次に、議第27号は、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、昨年の新潟県人事委員会の給与勧告に準じ、本市においても職員の給与条例について改正を行おうとするものであります。1点目は給料表の改定であり、公務員給与格差の結果、公務員給与が民間給与を486円、率にして0.13%下回っていることや、人事院勧告の内容を踏まえ、国の俸給表に準拠する引き上げを行うものであります。給料表の平均改定率は0.12%で、平成29年4月1日にさかのぼり適用するものであります。2点目は、期末・勤勉手当の改定であります。民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるものであります。平成29年12月1日にさかのぼり適用するものであります。3点目は、扶養手当の改定であります。県の改定同様、国の取り扱いに準拠し、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げようとするものであります。適用に当たっては、受給者への影響をできるだけ少なくするため、平成30年4月1日から段階的に実施しようとするものであります。

次に、議第28号は、村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第31号から議第34号において市有財産の譲与にも提案しておりますが、集落集会施設を関係地縁団体へ移譲を進めるものであり、北田中集落開発センター、北黒川集落開発センター、下大鳥ふれあいセンター、荃太集落センターの4施設を移譲することに伴い、本条例から削除するものであります。

次に、議第29号は、村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平成30年1月26日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料につきまして政令のとおり改正するものであります。

次に、議第30号は、荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。現在の荒川地区公民館は、施設の劣化が著しいことから、同じ敷地内に新たに整備するものであります。入札に当たりましては、平成30年2月6日に5つの特定共同企業体による一般競争入札を執行し、加藤組・横井組・渋谷工務店特定共同企業体と契約金額5億9,400万円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第31号から議第34号までの4議案につきましては、いずれも市有財産の譲与についてであります。最初に、議第31号は北田中集落開発センターを関係地縁団体である北田中集落自治会に、

次に議第32号は北黒川集落開発センターを関係地縁団体である北黒川集落自治会に、次に議第33号は下大鳥ふれあいセンターを関係地縁団体である下大鳥自治会に、次に議第34号は北集落センターを関係地縁団体である荃太区にそれぞれ譲与するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号から議第34号までの14議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第35号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

議第36号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定について

議第37号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議第38号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第39号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定について

議第40号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第41号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第42号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議第43号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第44号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第45号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第46号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第35号から議第46号までの12議案についてを一括して議題とい

たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第35号から議第46号までの12議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第35号は、村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてであります。介護保険法の改正に伴い、本年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が新潟県から市町村に移譲されることから、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第36号は、村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定についてであります。本案は、空き家実態調査の結果をもとに、空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空き家等対策計画の円滑な策定を図るため、委員会を設置しようとするものであります。

次に、議第37号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。平成30年度の国民健康保険制度改正に伴い、都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を算定することとなっております。本年1月に県から示されました標準保険料率を参考に、納付金の支払いに必要な保険料が賄えること及び所得の低い方の負担を現行よりふやさないこと等に配慮し、算定した国民健康保険税の税率等について村上市国民健康保険運営協議会の答申に基づいて改正するものであります。

次に、議第38号は、村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が新潟県から市町村に移譲されることに伴い、県内市町村においては、県と同額の手数料を徴収することとしております。本市においても、必要な手数料徴収につきまして所要の改正を行うものであります。あわせて、本市が指定権限のある地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る手数料徴収につきまして、居宅介護支援事業者との平等性を図るため、同様に改正を行うものであります。

次に、議第39号は、村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、国民健康保険制度改正により財政運営の仕組みが変わることに伴い、基金の設置をこれまでの保険給付等に要する費用に不足を生じたときの費用に充てる目的から、本市の国民健康保険事業の健全な財政運営に資するための基金として設置をすることとしたため、条例の名称も含め所要の改正を行うものであります。

次に、議第40号は、村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されることにより、この法律を引用している

条文の項にずれが生じたため、改正を行うものであります。

次に、議第41号は、村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療に関する法律に住所地特例に関する事項が追加されることにより、保険料を徴収すべき被保険者の規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議第42号は、村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県においても市町村とともに国民健康保険の保険者となることから、その運営のあり方についてそれぞれの役割を明確に示すため、所要の改正を行うものであります。あわせて、都道府県におきましても、国民健康保険運営協議会が設置されたことから、本条例において村上市国民健康保険運営協議会の位置づけを追加するものであります。

次に、議第43号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中のサービス基盤の整備や介護サービス見込み料等を推計し、介護保険料を定めようとするものであります。また、介護保険法施行令の改正に伴い、新たな所得指標により保険料の算定を行おうとすることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第44号は、村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、並びに議第45号の村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、いずれも厚生労働省令の一部改正に伴い、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設、及び安心・安全で重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現するための身体的拘束の適正化、並びに介護人材を有効活用するための各種基準を緩和するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第46号は、村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、自殺対策基本法の一部改正に伴い、これまで自殺予防対策として本市で取り組んできた事業を見直し、市の実態を踏まえた生きることの包括的な支援を推進し、予防に限定されることのない取り組みを行うため、関係する2つの条例において所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号から議第46号までの12議案については、議案付託表のと

おり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

- 日程第15 議第47号 市道路線の認定について
議第48号 市道路線の変更について
議第49号 市道路線の廃止について
議第50号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
議第51号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議第52号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
て
議第53号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第54号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第47号から議第54号までの8議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第47号から議第54号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第47号は、市道路線の認定についてであります。本案は、道路整備事業に伴い荒川区大津地内の1路線及び村上地区日下・天神岡地内の1路線、並びに道路用地として寄附を受けました神林地区殿岡地内の1路線の合わせて3路線を新たに認定するものであります。

次に、議第48号は、市道路線の変更についてであります。本案は、村上総合病院の移転新築事業及び周辺道路整備事業に伴い、整備区域に路線の一部が重複する3路線について起終点を変更するものであります。

次に、議第49号は、市道路線の廃止についてであります。本案は、村上総合病院の移転新築事業及び周辺道路整備事業に伴い、整備区域内に位置する3路線を廃止するものであります。

次に、議第50号は、村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、森林の伐採跡地などの比較的広範囲で行われる火入れに対し、残り火の確認を容易にし、延焼を防止することを目的として、夜間の火入れを7月から8月の期間に限定し可能となるよう改正を行うものであります。また、条例の一部に気象庁が使用する予報用語と差異があり、その統一を図るための改正を同時に行おうとするものであります。

次に、議第51号は、村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、都市公園法の改正に伴い、都市公園における運動施設等の面積率を定める必要が生じたことから改

正を行うものであります。

次に、議第52号は、村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平成29年4月1日の道路法施行令の一部改正に伴い、新潟県の道路占用料単価が改正されることから、新潟県の算定単価に準拠して本条例を改正するものであり、条ずれ等の是正もあわせて行おうとするものであります。

次に、議第53号は、村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業の完了に伴い、村上市上水道事業の給水区域に南大平、指合、河内の3地区を加えるものであります。

次に、議第54号は、村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第53号でご説明申し上げましたとおり、上水道事業に統合する南大平・指合地区簡易水道及び河内地区簡易水道を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 所管外ですので、ちょっとお伺いしますけれども、村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてお伺いしますけれども、今回この県の単価が改正するというところで、今回は若干料金が高くなったわけですが、確か数年前、最近なのですが、県のほうの指導で単価が安くした。何年ぐらいたったか。4年ぐらいたったか5年ぐらい、ちょっと定かでないのですが、そのときに私今本市ではN T Tさん、電力さん等で確かに料金はいただくのですが、その反面特別会計の政策推進課のほうなのですが、電力さんとN T Tさんに電柱をお借りし、共架しているわけですが、そのときに私値段を下げたのに、例えば民間であれば自分のところでもらう分下げた場合は逆にN T Tさん、電力さんにそのお金を支出する分を交渉するのが民間の普通なのだけれども、それをやらなかったのですかと、そんなことも私質問したのですが、今回はこのあれではどんなふうに考えているのですか。

○議長（三田敏秋君） 政策推進課長。

○政策推進課長（山田和浩君） 特別会計の共架料につきましては、今年度と同額で新年度も計上しております。議員から確かに共架料の値下げ等についての質問があったことは承知しております。課としても、N T Tさんや電力さんに値下げは可能かどうかというふうなことはお話ししておりましたけれども、なかなか値下げには応じていただけないといいますが、県内同一でやっているということで値下げには至らなかったというふうに記憶しております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そのとき私調べたのですが、道路占用料の、今ちょっと変わっているかもしらぬけれども、合計で1,858万9,956円、その当時に業務通信の関係で合計すると共架料が

1,247万3,379円、今これもうすごく変わっていると思います。やはり行政は縦割り行政ですので、財政のほうと連携していないと思いますので、そういった関係でこれからそういうふうにある一つの中で関連しながら考えていったほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 政策推進課長。

○政策推進課長（山田和浩君） 金額のほうにつきましては、改めてちょっと確認を入れた中で、今議員のおっしゃったようなことも考慮しながら検討はしてみたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 3点で終わりますけれども、今現在ここに示されているのは1種電柱、2種電柱ありますけれども、ほかに鉄塔はないですか。私が調べたときは鉄塔が1つあって、これは新潟支社の関係なのでありますが、34万8,480円となっているのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） お答えします。

第1種電柱から第3電柱のところまで記載のとおり改定されるわけです。このたびは地価も、固定資産税等も上昇するというので、若干ではありますが、上昇傾向にあります。その鉄塔につきましては、さまざまなここに表示が、分類ごとの単価がありますが、私どものほうで市で何基占用料を徴収しているかということまでは把握してございません。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号から議第54号までの8議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

午後2時15分まで休憩といたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第55号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,100万円を追加し、予算の規模を345億5,170万円にしようとするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、給与改定等に伴う職員人件費の調整や各事業における精算及び精算見込みにより調整を行ったほか、除排雪委託料不足見込額などを計上いたしました。

歳入におきましては、第10款地方交付税では普通地方交付税909万5,000円及び特別地方交付税1億円を、第14款国庫支出金では社会資本整備総合交付金などで5,256万2,000円を、第15款県支出金では担い手確保・経営強化支援事業補助金などで98万7,000円を、第16款財産収入では土地及び車両等不用物品の売り払いにより2,218万7,000円を、第21款市債では社会教育施設整備事業債などで1億6,570万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、各課にわたり給与改定等に伴う職員人件費の調整を行ったほか、第2款総務費では生活交通確保対策経費などで2,021万1,000円を減額し、第3款民生費では生活保護扶助費などで4,361万8,000円を、第6款農林水産業費では農業振興経費などで7,738万2,000円を、第7款商工費ではあらかわゴルフ場経費及び村上市民ふれあいセンター経費などで412万円を、第8款土木費では除雪対策経費などで2億8,351万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。また、第9款消防費では防災行政無線管理経費などで3,092万円を、第10款教育費では教育委員会事務局経費などで2,222万8,000円をそれぞれ減額をいたしました。さらに、第13款諸支出金では普通財産土地取得経費として1,290万2,000円を追加をいたしました。

第2条、継続費の補正は、荒川地区防災行政無線再整備事業及び荒川地区公民館建設事業の事業費確定による変更であります。

第3条、繰越明許費は、農業振興経費を初め国の補正予算に伴う経費など、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

第4条、債務負担行為の補正は、市制施行10周年記念事業に係る新聞掲載広告料の限度額を追加するものであります。

第5条、地方債の補正は、保健衛生債などの限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号については、平成29年度一般会計予算付託表のとおり会

議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

- 日程第17 議第56号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算(第2号)
- 議第57号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第58号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第3号)
- 議第59号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第60号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第61号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議第62号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第63号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第64号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第65号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(三田敏秋君) 日程第17、議第56号から議第65号までの10議案についてを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第56号から議第65号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第56号から議第65号までは、平成29年度村上市特別会計及び上水道事業会計補正予算についてであります。

補正予算の主な内容といたしましては、一般会計同様給与改定等に伴う職員人件費の調整を行ったほか、各事業における精算及び精算見込みにより調整を行いました。

最初に、議第56号は、平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,290万2,000円を追加し、予算の規模を1億2,792万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第1款財産収入で土地売払収入1,290万2,000円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款諸支出金では土地開発基金積立金及び土地開発基金償還金で1,290万2,000円を追加をいたしました。

次に、議第57号は、平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ220万円を減額し、予算の規模を5億4,830万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金190万4,000円を減額をいたしました。第4款繰越金では前年度繰越金5万4,000円を追加し、第5款諸収入では道路改良工事等支障施設工事補償料35万円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整及び山北地区施設維持管理経費の工事請負費で225万4,000円を減額をいたしました。

第2条、繰越明許費は、山北地区施設維持管理経費に翌年度に繰り越して使用できる経費を計上いたしました。

次に、議第58号は、平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を追加し、予算の規模を1億2,850万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金50万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で現場作業員賃金50万円を追加をいたしました。

次に、議第59号は、平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を追加し、予算の規模を77億6,860万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第11款繰入金で一般会計繰入金60万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整及び賦課徴税経費で60万円を追加をいたしました。

次に、議第60号は、平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ640万円を減額し、予算の規模を6億4,360万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金602万8,000円を減額いたしました。第4款繰越金では前年度繰越金37万9,000円を追加し、第5款諸収入では後期高齢者医療制度特別対策補助金などで75万1,000円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整により115万2,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では539万1,000円をそれぞれ減額いたしました。また、第3款保健事業費では保健事業経費6万7,000円を、第5款諸支出金では補填費などで7万6,000円をそれぞれ追加いたしました。

次に、議第61号は、平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ140万円を追加し、予算の規模を78億6,350万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第1款保険料で13万4,000円を、第4款国庫支出金では23万7,000円を、第6款県支出金では11万7,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金91万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費及び第3款地域支援事業費で職員人件費の調整により13万7,000円を追加をいたしました。

次に、議第62号は、平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万円を追加し、予算の規模を48億1,270万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第4款繰入金の一般会計繰入金で80万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款下水道費で職員人件費の調整により81万1,000円を追加をいたしました。

第2条、繰越明許費につきましては、公共下水道改築更新経費の委託料で、村上浄化センター再構築基本設計業務について従来の長寿命化計画から新たな国の支援制度に合わせたストックマネジメント計画への見直し・検討が必要となり、その検討に期間を要したため7,039万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものであります。

次に、議第63号は、平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万円を減額し、予算の規模を12億2,850万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第3款県支出金の県補助金720万円を減額し、第4款繰入金の一般会計繰入金1,020万円を追加し、第7款市債310万円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款集落排水費で職員人件費の調整により27万3,000円を追加し、農業集落排水改築更新経費において事業費の精算見込みにより測量設計等委託料31万6,000円を減額をいたしました。

第2条繰越明許費につきましては、農業集落排水改築更新経費の工事請負費で越沢地区機能強化工事において各処理槽の防食工事に見直し・検討が必要となり、工事期間に不足が生じたため、5,487万4,000円を翌年度へ繰り越しをお願いするものであります。

次に、議第64号は、平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第5款繰越金で前年度繰越金20万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整により9万6,000円を、第2款施設費では職員人件費の調整により10万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。

最後に、議第65号は、平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入及び支出において、支出におきましては職員人件費の調整により85万8,000円を追加、総額10億5,657万1,000円といたしたところであります。

資本的収入及び支出において、支出におきましては職員人件費の調整により4万9,000円を追加し、総額7億4,613万円とし、5億6,991万円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税等資本収支調整額2,979万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億1,856万9,000円、減災積立金5,000万円及び建設改良積立金7,155万円で補てんをしようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第56号から議第65号までの10議案については、平成29年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

これから議第10号から議第20号までの平成30年度各会計予算の補足説明を受けるため、暫時休憩をし、直ちに協議会に切りかえます。

午後 2時31分 休憩

午後 2時50分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から施政方針並びに議第10号から議第20号までの平成30年度一般会計及び各特別会計、事業会計予算に対する代表質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

長時間大変ご苦労さまでございました。

午後 2時51分 散会